

気候変動枠組条約第10回締約国会議 (COP10)の結果報告

- 小規模CDM植林のルールの簡素化等 -

林野庁海外林業協力室

赤木 利行



会議の概要

- 12月6日から17日までブエノス・アイレスで開催(実際は18日まで期間延長)
- 条約締約国167カ国、国際機関、NGO等のオブザーバーも含め約6,200名が参加
- 我が国からは、小池環境大臣ほか約80名の関係者が出席
- 次回COP11は、京都議定書第1回締約国会合(MOP1)と併せて開催(開催国は未定)

会議の主な成果

- 各締約国は来年2月の京都議定書の発効を歓迎し、排出削減約束に向けて取組を加速化させることを確認
- ポスト京都議定書を視野に、5月に「政府専門家セミナー」を開催し、情報交換を実施（締約国間での意見の相違が表面化）
- 途上国の関心が高い「適応」策に関し、資金・人材育成支援に加え「5カ年行動計画」の策定につき決議

吸収源分野の論点

- 森林等による吸収量の推計方法等に関する指針 (G P G) の京都議定書への適用ほか
- 伐採木材製品 (H W P : Harvested Wood Products) の計上方法
- 小規模 C D M 植林のルール等

GPGの京都議定書への適用

- 京都議定書に基づく附属書 国の吸収源目録の算定・報告の手法に関して、吸収源の良好手法指針 (LULUCF-GPG:2003年IPPC採択)を採用することが合意
- 第一約束期間後に向けた森林吸収源の取扱に関する「対話」プロセスの開始については、途上国の反対により、検討を継続

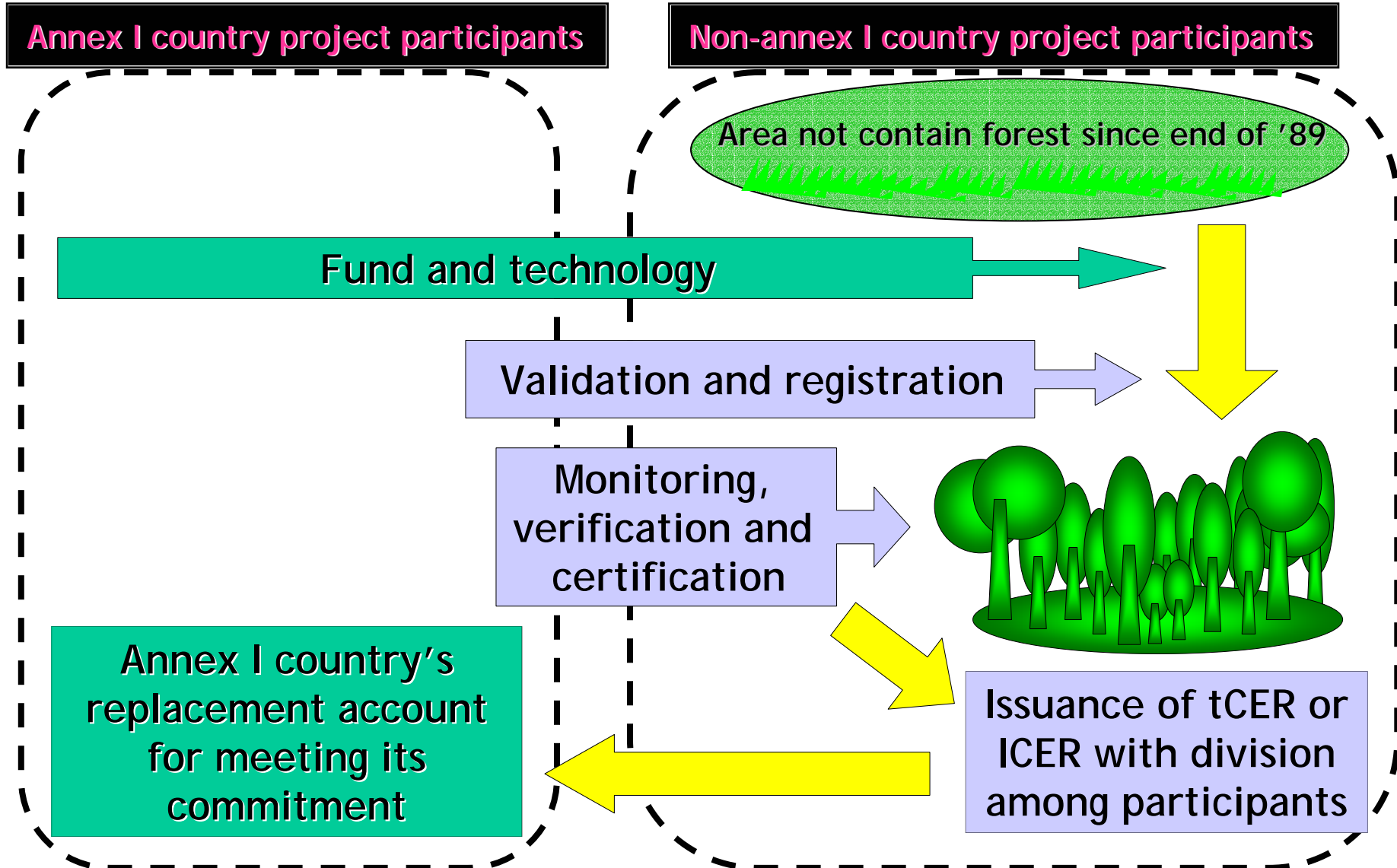
HWPの計上方法

- 本年8月にノルウェーで開催されたワークショップの結果を踏まえ、IPCCからいずれのアプローチにも適用可能なデータの推計方法の開発を進めていることが報告・了承
- HWP関連データの未提出国は8月までにデータの提出を招請
- 11月のSBSTA 23で検討を継続

小規模CDM植林のルール

- **コンタクトグループ及び少人数の非公式協議で議論**
 - 共同議長はMs Krug(伯)、Mr Penman(英)
 - 非公式協議: 日、EU、カナダ、スイス、ノルウェイ、伯、中、チリ、ペルー、コロンビア、ウルグアイ、セネガル他
- **6月のSBSTA20から持ち越しとなっていたバンドリング(CDMの一括申請)、小規模の閾値(年平均8ktCO₂)の定義、途上国に対する支援策等につき議論**
- **最終的に決定案をCOP10で採択**

Mechanism of sink CDM



小規模CDM植林の定義

- 年間 8 kt-CO₂以下の吸収源による温室効果ガスの純人為的吸収量になると予想され、
- ホスト国の規定する低所得共同体及び個人により開発されるか、又は実施されるもの
- 年間 8 k t -CO₂超える吸収量となる場合、超える分はtCERs又はICERsの発行を受けることが出来ない
(19 / CP.9)

前回SBSTA20での主要な決定事項

- 小規模CDM植林の簡素化された方法論に関し、以下の点で合意
 - ベースライン(CDM事業がなかったと仮定した場合のCO₂の吸収量)
 - モニタリング
 - リークエージ(CDM事業を実施することにより生じるプロジェクト境界外での排出量)
 - 環境・社会・経済影響分析
 - バンドリング(手続き簡素化のため細規模なCDM事業をまとめて1つの事業とすること)

ベースライン (1)

- 顕著な変化が起こらないことを示せる場合
プロジェクト開始前に測定した現存する炭素蓄積をクレジット期間中一定とみなすことが可能
- 顕著な変化が想定される場合
理事会により開発される簡素化されたベースライン方法を活用することが必要
プロジェクト参加者は、理事会で開発した簡素法か自ら開発した方法のどちらでも選択可

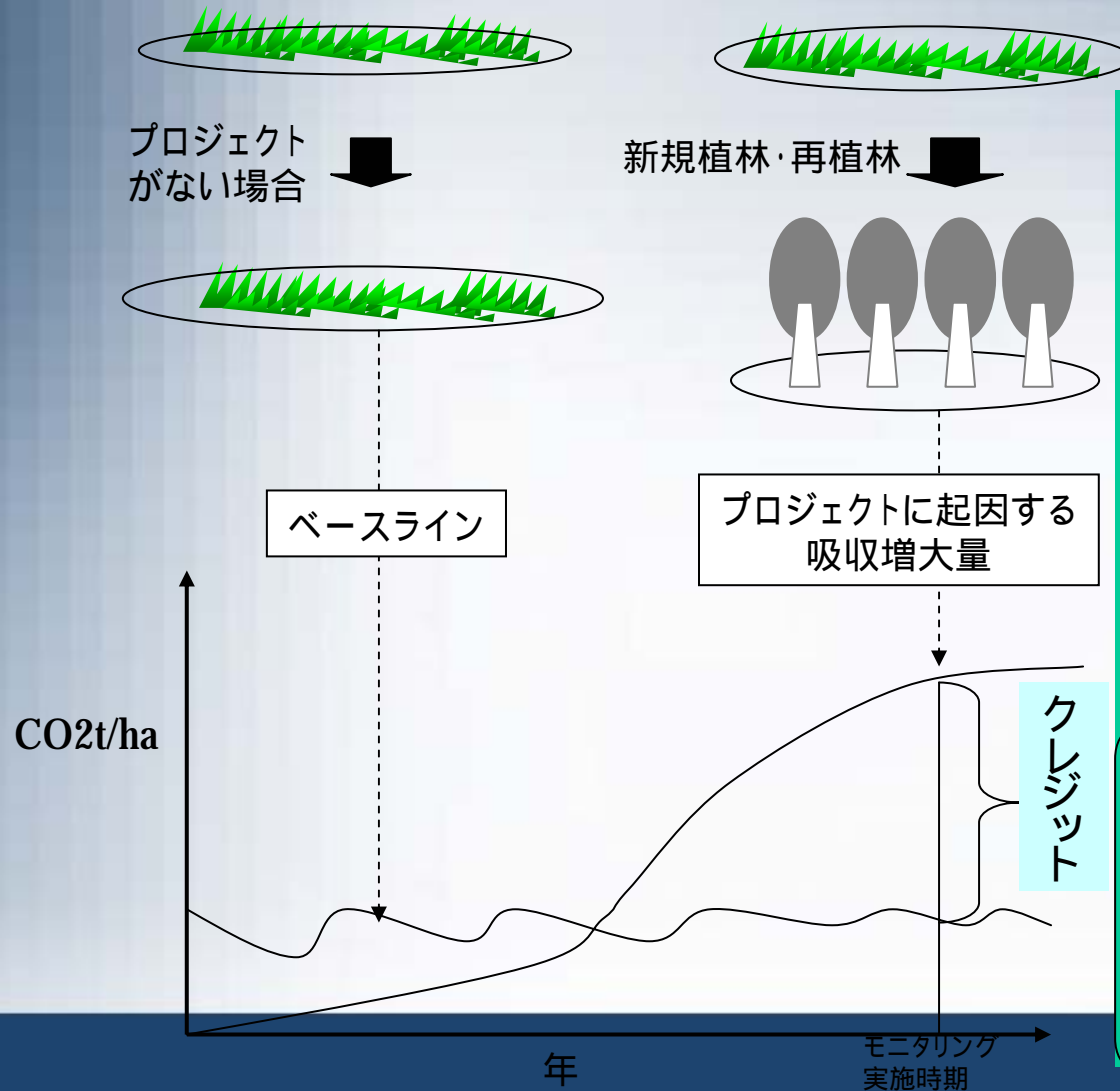
Para 2.-3. Appendix B, Page14

ベースライン (2)

- 理事会へのガイダンス
理事会は、草地、農地、湿地、
居住地の4タイプから森林に転換され
る活動の簡素化されたベースライン方
法を開発
上記4タイプにつきCOP/MOP1での検討
のため、土壌、プロジェクト期間、気候
条件を考慮した簡易手法を開発

Para 4.-5. Appendix, B Page14

クレジットの考え方



CDM植林から発生するクレジット量の計算方法

クレジット量 (CO2トン)

= 植林による吸収量等

- ベースライン吸収量

- リークエージ

リークエージとは、プロジェクトに起因したプロジェクト外でのCO2等排出の増加

例えば、プロジェクト実施により、これまでプロジェクトサイトの中で農業を行っていた人々が、プロジェクトの外で焼畑式農業を実施するようになった場合、そこで排出されるCO2はリークエージとなる。

モニタリング

- ベースラインのモニタリングは必要ない
- 理事会はCOP/MOP 1での検討のため、適切な統計手法に基づく現実純吸収量計測のための簡素化されたモニタリング方法を開発
- 理事会はベースライン吸収量及び純吸収量の測定において、一つ以上の炭素プールを除外可能とするための簡素法を検討
- 理事会は適切な場合にはプロジェクトタイプ毎に方法を提示

Para 6.-8. Appendix, B Page14-15

リーケージ

- プロジェクト実施により各種活動や人の排除がプロジェクト境界外で起こらないことを証明できる場合等は、排出が増加するとしても、計測は不要
- それ以外は計測が必要で、理事会は計測のためのガイドラインを開発

Para 9. Appendix, B Page15

環境・社会経済影響分析

- 環境・社会経済影響の分析を実施し、仮に顕著なマイナス影響があると考えられる場合には、規模に応じた評価を実施
「規模に応じた」がペンディングとなっていたがSBSTA21で合意

Para 1.(k),(l) Appendix A, Page13

SBSTA21における主要論点

- 6月のSBSTA20で持ち越しとなっていた
 - 小規模の閾値(8kt-CO₂)の定義
 - バンドリング(CDM事業の一括申請)の取扱
 - ホスト国(途上国)への技術支援
 - 課金(Share of Proceeds)の取扱
 - その他の点

小規模植林の定義

- 各検証期間において、予想される純人為的吸収量の年平均値が8 kt-CO₂を超えないこと
- 平均で年間8 kt-CO₂を超える吸収量があった場合、超える部分はクレジットの発行は認められない(既にCOP9で決定)
 - COP9の経緯から議長案として提示

Para 1 (b), (c) Decision -/CP10

バンドリング

- デバンドリングの判断は3基準(同一プロジェクト参加者、過去2年以内の登録、最も近い境界の登録が1 km以内) (SBSTA20で合意)
- 有効化、検証・認証に係る費用を削減する観点から、複数のプロジェクトの提出を調整することに関心があるプロジェクト参加者に対して締約国が支援

Para 4 Decision -/CP10, Appendix C

ホスト国(途上国)への支援(1)

- 事務局に対して、追加的な資金を前提に、WEBを活用した小規模AR-CDMに関する情報交換、情報へのアクセスの促進要請
- 附属書 国に対して、ホスト国の簡素化された方法及び手続きの適用及び実施のためのキャパシティービルディングに対して支援を要請

Para 3, 5 Decision -/CP10

ホスト国(途上国)への支援(2)

- 関連する多国間機関、政府間機関及びNGOに対して以下を要請
 - (a) 低所得者層の参加を支援するキャパシティビルディングに対して支援を要請
 - (b) 小規模な林業活動の選択肢及びその炭素隔離量、衛星・航空画像、炭素評価モデル、マーケット情報を含むプロジェクト開発を支援するためのウェブを活用したツールの開発
 - (c) 関連する国際機関との連携によるワークショップの開催

Para 6

課金等の扱い

- 途上国支援のための課金は差し引かない
- CDM制度運営のための課金及び登録費用は低めに設定

通常規模のCDMプロジェクトでは、発行されるクレジットの2%は途上国支援のために差し引かれ、さらに、CDM制度運用の経費として幾分か(まだ決定していない)差し引かれることとなっている

Para 1 (d), (e) Decision -/CP10

その他のルール

- 有効性審査、認証・検証は同一の指定運営機関が実施することが可能 Para.12, Annex
- 低所得者層の参加の証明はホスト国が決定 Para.15 (b), Annex
- 公的資金の活用に関しては、ODAの流用を招かないこととのマラケシュ合意の内容を再確認 Preamble

今後のCDM植林の方向

- 植林ワーキンググループ(WG)が昨年の7月に設立され、現在、正副議長(EBメンバー)及び5名の委員で精力的に活動
- 既にベースライン、モニタリング、PDD等の様式の確定等を実施
- すでに、方法論審査にベリーズ、ブラジルの2案件が上がっており、次回のWGで審査予定(今後デスクレビューアーも活用)
- しかし、EBのオーバーロードは変わらず、今後とも方法論の審査等に時間を要することは必至

方法論の審査

- 1月24日～26日に開催される植林WGで現在提出されているベリーズとブラジルの方法論について審議
- 審議結果について2月23日～25日に開催されるCDM理事会で審査予定

Thank you for your attention

